

伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画策定業務委託仕様書

## I 共通事項

### 1 業務名

「伊予地区清掃センター解体及び跡地利用施設整備基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）

### 2 業務の目的

伊予市及び松前町で構成する伊予地区ごみ処理施設管理組合（以下「組合」という。）は、計画処理能力 40 t/日（20 t/8h×2 炉）の伊予地区清掃センターを建設、供用してきたが、令和5年3月時点で竣工後46年、施設及び設備の経年劣化により、今後、多額のメンテナンス費用が必要になること、また、伊予地区清掃センターの延命化を行う場合も多大な費用を要することとなり、構成市町の財政負担が大きくなることから、令和5年3月をもって焼却炉を廃止することとなった。

組合は、廃止した廃棄物焼却施設を放置することにより、ダイオキシン類及びダイオキシン類を含む汚水が、大気中及び敷地外に排出される恐れがあることから、早期の解体が必要と考えている。併せて、松山ブロック（松山市、伊予市他1市3町）において、ごみ処理広域化に関する基本合意がなされた中で、住民や事業者が広域処理施設（松山市）に直接持ち込もうとするごみ（可燃・粗大）は、組合が整備する中継施設（伊予市三秋甲1433番外17筆に整備予定）で集約後、広域処理施設に搬入することから、中継施設を含め、住民の安全・安心や公共用地の有効利用に資するため、施設整備計画を策定するものである。

### 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

### 4 業務場所

#### (1) 整備用地

ア 敷地地番：伊予市三秋甲1433番外17筆（法定外公共物含む。）

※詳細は別紙「伊予地区清掃センター施行箇所土地台帳」参照

イ 敷地面積：12,442.96 m<sup>2</sup>（法定外公共物面積含む。）

#### (2) 現施設概要

ア 施設名称：伊予地区清掃センター（以下「本施設」という。）

- イ 施設用途：ごみ処理施設
- ウ 構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- エ 階数：地上4階建て
- オ 延べ面積：1,277.00 m<sup>2</sup>
- カ 建築面積：2,165.83 m<sup>2</sup>
- キ 竣工年月：昭和52年（1期）、昭和62年（2期）
- ク 処理規模：80 t/日（40 t/16h×2炉）
- ケ 処理方式：准連続燃焼方式（ストーカ方式）
- ※ 昭和62年にろ過式集塵室を増築
- ※ 平成13～15年度に煙突と灰固形化処理棟を増築
- ※ 平成15年度に事務所を一部増築
- ※ 平成30年度に耐震補強工事を実施

## 5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受注者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置の下で業務を実施すること。
- (4) 受注者は、本業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受注者は、自社の社員の中から、次のア「管理技術者（総括責任者）」、イ「担当技術者」を選任し、発注者に管理及び担当技術者届を提出し、承諾を得ること。

なお、管理技術者と担当技術者は兼任することはできない。

### ア 管理技術者（総括責任者）

管理技術者は同種業務の実務経験を10年以上有し、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく総合技術監理部門の衛生工学部門の廃棄物・資源循環に関する専門分野又は衛生工学部門の廃棄物・資源循環に関する専門分野の技術士資格者を配置すること。

### イ 担当技術者

担当技術者は同種業務の実務経験を3年以上有している者を2人以上配置すること。

また、以下の資格者を配置すること。ただし、次の「(ア)」の一級建築士の資格者は、前「ア」の管理技術者（総括責任者）がその資格を有する場合は不要とする。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- (イ) 技術士法に基づく衛生工学部門の廃棄物・資源循環に関する専門分野

の技術士又は、廃棄物部門の RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の資格を有する者

- (6) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に業務下請負承諾申請書を提出し、承諾を得ること。
- (7) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 6 業務書類の提出

受注者は契約締結日に着手届を1部発注者に提出すること。また、契約締結後14日以内に下記の(1)～(5)を承諾申請書（指定様式）にまとめ、正本・副本の2部を発注者に提出し、承諾を得ること。

- (1) 管理技術者及び担当技術者届  
任意様式とし、資格証の写しを添付すること。
- (2) 業務工程表  
任意様式とする。
- (3) 業務組織届  
任意様式とする。
- (4) 業務下請負承諾申請書  
指定様式とし、再委託がある場合のみ提出すること。
- (5) 業務計画書  
任意様式とする。

## 7 打合せ議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録すること。議事録は、Microsoft Word 形式（A4 サイズ縦型）で速やかに作成し、発注者に確認した上で、1部提出すること。

## 8 検査

受注者は履行期限までに、下記仕様の成果品と業務完了届、業務日報（打合せ議事録共）、成果品写真を各1部提出し、検査を受けること。

## 9 資料の貸与及び返却

- (1) 業務を進めるに当たっては、次のものを貸与する。
  - ア 伊予地区ごみ処理施設管理組合ごみ焼却施設建設工事設計図（昭和52年）
  - イ 伊予地区清掃センター乾式電気集じん装置及び乾式塩化水素除去装置外設置工事設計図（昭和62年）

- ウ 伊予地区清掃センター排ガス高度処理施設・灰固形化施設整備工事設計図  
(平成 13～15 年度)
  - エ 伊予地区清掃センター事務所等改修工事設計図 (平成 15 年度)
  - オ 伊予地区清掃センター耐震補強工事設計図 (平成 30 年度)
  - カ 伊予地区清掃センターアスベスト調査業務成果報告書 (令和 4 年度)
- (2) 貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表し、貸与し、又は複製してはならない。
- (3) 貸与された資料は、業務が終了した時は、速やかに返却すること。

## 10 成果品

- (1) 成果品は、製本及び電子納品による。
- (2) 製本による成果品は、原則として A4 サイズの二つ折り製本とし、カラー刷り、2 部とする。
- (3) 電子納品媒体は、CD-R に委託名称を印刷して、1 部提出すること。内容は、製本による報告書の体裁を PDF 形式に整理・変換したもののほか、作成したデータすべてを以下の形式により保存すること。
- ア 文書：Microsoft Word 形式
  - イ 表、グラフ：Microsoft Excel 形式
  - ウ 写真データ：Jpeg 形式
  - エ 図面データ：JWW 形式と SFC 形式

## II 業務内容

### 1 解体計画の立案

本施設の解体計画を立案し、解体工事の概算工事費を算出すること。

- (1) 解体作業区分及び管理区域の想定  
既設機器配置等を参考に解体作業区域を計画し、各解体作業区域の管理区域を想定し、解体計画を立案すること。
- (2) 環境調査の計画  
各解体作業区域の作業前や汚染物除去作業中、汚染物除去完了後、解体作業中、解体作業後、施設周辺などの想定する環境調査を立案し、それらの調査業務の概算委託料を算出すること。
- (3) 解体工事の概算工事費の算出  
既存の設計図書等を参考に概算数量を算出し、他事例等を参考に解体工事の概算工事費を算出すること。

### 2 ごみ中継施設整備の基本計画の策定

- (1) 現地確認

地形・地質状況、周辺の土地利用状況、自然環境状況等を把握するために当該施設の計画予定周辺の現地確認を行うこと。

(2) 関係資料の確認

ア 関連計画の確認

組合が計画を策定するために、計画対象となる組合構成市町の総合計画、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画（令和5年度に改訂予定）、一般廃棄物処理実施計画等関連する内容についての確認を行うこと。

イ 関係法令の確認

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、環境基本法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、悪臭防止法、都市計画法、建築基準法、県条例、市町条例等の関係法令と、当該施設の整備に関わる事項の確認を行うこと。

(3) 基本方針策定の確認

組合の構成市町の総合計画、一般廃棄物処理計画、その他関連計画を確認すること。

また、当該施設に関する整備の必要性及び建設時期並びに将来の処理体制の基本的な枠組み及び施設が稼働する年度などのごみ等の収集・処理計画についても組合及び構成市町に確認すること。

ア 基本方針の設定確認

一般廃棄物処理基本計画と施設整備の基本方針等の設定を確認すること。

イ 計画処理量の算定

今年度に改定予定の一般廃棄物処理基本計画等を踏まえて、組合の構成市町が行った人口及びごみ量の将来推計より算定されたごみ中継施設の施設規模の確認を行うこと。

ウ 計画ごみ質の設定確認

組合が行ったごみ質分析結果に基づいて、設定されたごみ中継施設に係る計画ごみ質の確認を行うこと。

(4) ごみ中継施設整備計画

ア 処理システムの検討及び資料作成

ごみ中継施設の機能が十分発揮できるよう個別の処理システムを検討して資料を作成すること。

イ 環境保全計画の検討及び資料作成

ごみ中継施設建設予定地の周辺地域に十分に配慮した環境保全について、検討して資料を作成すること。

ウ 設備構成及び処理フローの検討及び資料作成

ごみの搬入・搬出システム計画、積替え設備等システム計画、配置及び動線計画、形式の設定及び全体処理フローについて検討し、資料を作成す

ること。

(5) 運営維持管理計画の検討及び資料作成

ア 事業運営方式

イ 運転・維持管理計画

(6) 財源計画の検討及び資料作成

ア 事業費の算定

イ 財源計画

ウ 運営維持管理費の算定

(7) 事業スケジュールの検討及び資料作成

当該施設の建設を推進するために必要な調査及び許認可申請等の手続きについて、施設開始までの事業スケジュール計画を作成すること。

3 跡地利用施設整備の基本計画の策定

本施設を解体撤去後にごみ中継施設以外の跡地利用施設を整備する提案を行うこと。

(1) 施設整備の目的

跡地利用施設は、本施設の解体を含めて、環境省の循環型社会形成推進交付金等の補助金を活用できる施設を整備することを基本とすること。

(2) 跡地利用施設の対象物の整理

発注者の構成市町から発生する一般廃棄物のうち、跡地利用施設の対象物を整理すること。

(3) 跡地利用施設整備計画

ア 跡地利用施設で対象物を処理又は保管するための施設の全体配置図及び平面計画図等を作成すること。

イ 跡地利用施設の整備計画を基に概算工事費を算出すること。

4 関係諸官庁との協議支援

(1) 本施設の解体及び跡地利用施設が環境省の循環型社会形成推進交付金等の補助金を活用できるか、愛媛県に照会文を作成し、愛媛県又は国にその有無について確認すること。

(2) 発注者が愛媛県と協議の際に、必要に応じて受注者も出席し、助言等を行うこと。

(3) 愛媛県等の確認結果に基づき、本施設の解体計画や跡地利用施設計画の課題やその対策案を整理すること。

5 基本計画のとりまとめ

上記1～4の結果に基づき、本施設の解体計画とごみ中継施設の整備計画と跡地利用施設の整備計画を立案し、以下のとおりとりまとめること。

- (1) 解体計画
- (2) ごみ中継施設整備計画
- (3) 跡地利用施設整備計画
- (4) 事業工程（案）
- (5) 各調査及び工事費等の概算事業費
- (6) その他

**(別紙資料)**

- 【別紙 1】 業務箇所図及び位置図
- 【別紙 2】 敷地航空写真及び集成図
- 【別紙 3】 施行箇所土地台帳
- 【別紙 4】 現施設概要図
- 【別紙 5】 現況写真